

あいちEV・PHV普及ネットワークの 共通ロゴマーク入りステッカー交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「あいちEV・PHV普及ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)の参加者が、電気自動車(以下「EV」という。)及びプラグインハイブリッド車(以下「PHV」という。)の普及啓発を図るため、モリゾー・キッコロのキャラクターを活用した共通ロゴマークのステッカー(以下「ステッカー」という。)を使用するに当たって必要な事項を定める。

(ステッカーの作成)

第2条 愛知県は、財団法人地球産業文化研究所名古屋事務所に対して、キャラクターの使用許諾に関する事務手続を行った上で、ステッカーを作成する。

2 ステッカーのデザインは、別表1のとおりとする。

(ステッカーの貼付場所)

第3条 ステッカーは、次の各号に掲げる場所に貼付するものとし、それ以外の場所には貼付することができない。

一 事業所の扉又は窓等

ネットワークへの参加を証するものとして、1参加者につき1枚を交付する。
ただし、その近傍に社名、事業所名、商標等が表示されていない場所に限る。

二 公共施設の駐車場並びに企業の事務所、工場及び店舗等の駐車場に設置されたEV又はPHVのための充電設備の本体及び案内看板等

ただし、ネットワーク参加者が所有、無償使用又は賃借するものであって、本体又はその関連設備に自社の社名、商標等が表示されていないものに限る。

三 EV又はPHVの車体

ただし、ネットワーク参加者が運行するものであって、車体に自社の社名、商標等が表示されていないものに限る。

四 その他、啓発効果が高く、かつ、営利活動とは認められないとネットワーク事務局が判断した場所又は箇所

(使用手続)

第4条 ステッカーの使用を希望するネットワーク参加者は、モリゾー・キッコロの啓発ステッカー交付申請書(様式1)によりネットワーク議長あてステッカーの交付を申請する。

2 ネットワーク議長は、前項の申請内容が適当であると認めるときは、モリゾー・キッコロの啓発ステッカー交付承認書(様式2)により申請者あて交付を承認する旨通知するとともに、ステッカーを交付する。

なお、申請内容が適当でないとき、様式2により申請者あて交付を承認しない旨通知する。

3 前項によりステッカーの交付を受けた申請者は、速やかに様式1に記載した場所にステッカーを貼付するとともに、モリゾー・キッコロの啓発ステッカー貼付実績報告書(様式3)によりネットワーク議長あて貼付実績を報告する。

なお、貼付しなかったステッカーは、様式3に添えてネットワーク議長あて返却する。

(営利を目的とした使用の禁止)

第5条 ネットワーク参加者は、自社の社名、商標等が表示された充電設備、EV又はPHVにステッカーを貼付する等、ステッカーを営利目的又は営利目的と誤解される方法で使用してはならない。

2 ネットワーク参加者がステッカーを営利目的又は営利目的と誤解される方法で使用していることが判明した場合、ネットワーク議長は、当該参加者に対してステッカーの返還を求めるとともに、ネットワーク設置要綱第10条の規定に基づき、必要な措置を講じる。

附 則

この要綱は、平成21年9月3日から施行する。

(注) 別紙1及び様式1～様式3は、添付していません。